

平成21年度一般会計予算での取り組み

取組項目	取組説明	前年度対比
①給与費の削減	給料：一般職員の地域手当を2%削減 ※18年度から毎年2%ずつ削減 管理職手当：定額化 ※18年度からでは10%以上を削減 町長・副町長・教育長の期末手当（5～12%）を削減 ※18年度から毎年期末手当を5～12%削減	1,393万円
②消耗品費の削減や保険料の見直し	消耗品費について、年々見直しを行い削減をしていますが、21年度はさらに前年度予算額より最低5%以上を減町の公有財産にかかる損害保険料について、必要か否かを精査し見直す	536万円
③車両借上料の見直し	敬老会など町の行事で使用しているバスの借上について、利用形態から見直す	110万円
④補助金の見直し	補助金審査会を開催し、補助対象の団体別に精査を行い、補助金を見直す	519万円
⑤滞納整理の強化	滞納整理を強化し、増収を図る	1,250万円
合計		3,808万円



「行政改革」は、現在の行政運営を見直し、スリムかつ効率的な運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるよう取り組みられるものです。簡単に言えば、これまでの役場の仕事やそのやり方などを変えて良くしていく取り組みです。厳しさを増す財政状況の下で、多様化する住民サービスの中から行政として実施すべきことを精査し、限りある財源を最大限に活用することができるよう行政改革を実施していく必要があります。平成21年度予算で取り組んだ項目を左表のとおりお知らせします。

平成20年度

情報公開制度などの運用状況

平成14年1月より、町では公正で開かれた町政を推進していくため、町が持つ行政文書を皆さんの請求に応じて公開する「情報公開制度」を実施しています。平成20年度の行政文書公開請求件数は15件ありました（【表1】参照）。

また、個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防ぐため、町が保有する個人情報の取扱いについて基本的なルールを定めると共に、自分の情報について開示や訂正、利用停止を求めることができる「個人情報保護制度」を平成15年4月から実施しています。平成20年度の個人情報の開示請求件数は2件であり（【表2】参照）、平成21年度の個人情報取扱事務の登録件数は【表3】のとおりとなります。

役場3階情報公開室で、情報公開制度や個人情報保護制度の案内・相談・請求の受付等を行っていますので、お気軽にご利用ください。

【問合せ】庶務課庶務係 ☎(83)1221

行政文書公開請求の処理状況 【表1】

区分	件数
公開	10件
一部公開	2件
非公開等	3件
合計	15件

個人情報開示請求の処理状況 【表2】

区分	件数
開示	0件
一部開示	2件
非公開等	0件
合計	2件

個人情報取扱事務の登録件数 【表3】

区分	件数
取扱事務数	409件
文書件数	508件

①相談・情報の特定



役場へ来庁し、担当課職員と求める情報の特定をします。

②公開請求



「行政文書公開請求書」に必要事項を記入の上、町に提出します。
※印鑑は不要です。

③公開・非公開の決定



請求された文書を検索し、原則として15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者に通知します。

※情報公開制度などの詳細については、庶務課庶務係までお問い合わせください。

澁谷嘉一さんが行政相談委員に委嘱されました



氏名：澁谷 嘉一
任期（平成21年4月1日～平成23年3月31日）

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けて、皆さんの相談相手として国の行政機関等の業務に関する相談に応じて、相談者に必要な助言や関係機関にその苦情等を通知するなどその解決の促進をお手伝いします。

社会福祉、医療保険、年金、国道、労働基準、雇用保険など国の行政機関等の業務に関する困りごとについて、お気軽にご相談ください。

相談は、次の定例相談所でお受けしています。

場所：町民文化センター第2学習室
日時：毎月15日午後10時～11時半
【問合せ】町民健康課町民窓口係 ☎(83)1225

【問合せ】県病院事業庁病院局県立病院課
URL https://cgjipret.kanagawa.jp/contents/form_mail/request_form.php
☎045(210)6840

地方公共団体の事務や事業には、公共上の見地から地域において確実に実施させることが必要でも、地方公共団体が自ら実施する必要のないものがあります。しかし、民間にゆだねた場合に実施されないおそれがある地方公共団体が認めるものについては効率的かつ効果的に行うことを目的として、地方独立行政法人法に基づき、地方公共団体が地方独立行政法人を設置します。

医療制度改革や診療報酬の引き下げなど、病院医療を取り巻く環境は厳しくなっています。足柄上病院は地域医療の要としての役割を引き続き担っていく必要があります。地方独立行政法人に移行し、柔軟で弾力的な病院経営を行うことにより、質の高い医療サービスを提供することができると考えています。

地方独立行政法人は、県が示す業務運営に関する目標（中期目標）を達成するための計画（中期計画）により運営を行います。運営の実績は、県機関の評価委員会が毎年度評価します。法人は、現在と同様、不採算医療を提供します（そのために必要となる費用は県が負担します）。

病院の名称は、今までも「神奈川県立足柄上病院」で変わりはありませんが、移行後の足柄上病院の医療サービスは、地域を支える総合病院としての医療機能をはじめとして、救急医療体制の充実による救急患者の受入数の増加、産婦人科医師の確保と助産師の活用による産婦人科医療体制の強化、分べん件数の増加など、地域の皆さんが求める医療を引き続き担っていきます。

県立足柄上病院は、平成22年4月に地方独立行政法人による運営に移行されます